

土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項及び同法第47条の4第1項の規定による通知すべき事項を記載した書面は、香川県収用委員会事務局（香川県土木部土木監理課用地対策室内）において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

平成20年8月26日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成20年7月18日付け土地収用法に基づく裁決申請及び明渡裁決の申立てがあった旨の通知

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

藤井 弘 （住民票上の住所）香川県東かがわ市西山203番地

3 書面の受領等

当事務局にて、通知すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成20年9月17日をもって通知があったものとみなされる。